

# 特定非営利活動法人日本レーザー医学会 COI（利益相反）委員会規程

平成24年11月9日制定

## （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会（以下「本学会」という。）における「基礎および臨床研究のCOI（conflict of interest：利益相反）に関する指針」に基づき、本学会に設置する日本レーザー医学会COI（conflict of interest、利益相反）委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

## （役割）

第2条 委員会は、基礎および臨床研究に係るCOI（conflict of interest：利益相反）を管理するとともに、基礎および臨床研究における以下の事項を審議する。

- （1）「日本レーザー医学会COIに関する指針運用規則」の改廃
- （2）「日本レーザー医学会COIに関する指針運用規則」の運用と管理
- （3）COI（conflict of interest：利益相反）申告書の審査
- （4）COI（conflict of interest：利益相反）違反者の理事会への報告
- （5）その他、COI（conflict of interest：利益相反）に係る必要事項

## （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

- （1）理事会から選出された者 3名
- （2）臨床倫理の専門知識を有する者 若干名
- （3）学会員以外の有識者 若干名
- （4）関連法規に詳しい者（学会員以外でも可） 若干名
- （5）その他理事長が必要と認めた者 若干名

ただし、全構成委員のうち医学分野以外の委員及び女性委員を各々1名以上選出しなくてはならない。

- 2 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合、理事会は速やかに委員の補充を行う。後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は理事長が指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数（少なくとも1名の第3条第1項第3号の委員を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、あらかじめ当該議事につき書面をもって意思表示した者は、これを出席者とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、審議の対象となる基礎および臨床研究の実施者若しくは関係者である委員は、審議及び議決に加わることはできない。
- 4 委員会は、必要と認めた場合委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員会は、審議の対象となる基礎および臨床研究の実施者を委員会に出席させ、審議対象となる内容等に関し説明を求めることができる。
- 6 委員長は、審議する議案に関し、委員を招集して委員会を開催することが困難と判断した場合は、議事を書面又は電磁的記録方法（電子メール等）による意思表示をもって審議とすることができる。

(守秘義務)

第6条 この規程に掲げる委員会に関与する者は、職務上知りえた一切の情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会で発議し、理事会の審議を経て決定する。

附則

1. この規定は、平成24年11月9日の定例理事会にて制定。
2. この規定は、平成25年4月1日より施行する。